

## Robert Owen の「相互承認」の場に関する思想

○ 東洋大学 金子光一 (会員番号 1761)

キーワード：コミュニティ・相互承認・協同社会論

## 1. 研究目的

地域社会で暮らす住民全体を一つの団体と捉え、住民一人ひとりに地域に対する帰属意識をこれまで以上にもたせると同時に、「アソシエーション」(association)としての地域社会に求められる方策を探る上で、Robert Owen (1771-1858)の思想に関する研究は重要な意味をもつと考える。そして今日、福祉制度や支援ネットワークからこぼれてしまっている社会的つながりが弱い人たちには、「相互承認」(mutual recognition)の場を見つけれない人も多い。「相互承認」の場の構築には、市民としての責務を重視し、共通の価値・規範を身につけた住民の力と、人権が保障される社会環境が不可欠といわれている。

そこで本研究は、Owenの「協同社会論」に着目し、地域社会における「相互承認」の問題を解明する糸口を探究する。具体的には、Adam Smith (1723-1790)とGeorg Wilhelm Friedrich Hegel (1770-1831)の理論的枠組みを用いて、Owenの「協同社会論」における「相互承認」の場に関する思想を検討することを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

Owenに関する学術研究は、日本では明治末期から盛んに行われ、膨大な研究の蓄積があり、社会思想に関するものに限定しても、初期社会主義思想、政治経済思想、協同組合思想など多くの先行研究がある。しかしながら、Owenの思想を「相互承認」の視点から分析した研究は、報告者が知る限り存在しない。

「相互承認」に関する議論は、近年、社会福祉の領域で注目され始め、人権が保障されていても生じてしまう差別や偏見などの「歪められた承認」(misrecognition)を、公的な差別禁止立法などの制定によって是正すべきであるという主張などの形で展開されている。また、ヨーロッパ諸国においては、公式・非公式の多文化主義にかわり、「市民的統合」(civic integration)と呼ばれる新しい社会統合モデルによって「相互承認」の場を形成する動きがある。市民的統合モデルは、市民としての責任や義務の重視、主流文化への理解や共通の価値・規範の習得、積極的な政治・社会参加といった能動的シティズンシップ(active citizenship)の養成を中核としたモデルである。

そこで、同感(fellow feeling)の理論から良心の成り立ちを考えたSmithと、Owenと同時代を生き「承認論」を唱えたGeorg Wilhelm Friedrich Hegelの見解を踏まえて、Owenの「相互承認」の場に関する思想を、Owen、Smith、Hegelが執筆した出版物、講演の記録等の第一次史資料に基づいて検証した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理規程」、東洋大学大学院「ヒト及びヒト由来物質を対象とする研究の倫理に関する規程」に沿って研究を進めた。

### 4. 研究結果

Owen の思想を Smith の「良心論」や Hegel の「承認論」を踏まえて検証した結果、Owen が構想した協同社会は、構成員が倫理的な役割を果たす社会であり、「相互承認」の場としての条件を備えている人倫的共同体であったことが明らかになった。

### 5. 考察

Smith にとっての同感とは、自由かつ平等に自己の利益を追求しながら生活状態を改善する個々人の生活ルール、すなわち「一般的諸規則」(general rules)の根底に位置づけられるものであった。一般的諸規則は、個々人の外側にあるものだが、それを理解して守ることが個人の自発的な行為としてなされるならば、「規則」というより「良心」(conscience)というべきものである。Smith はその尺度として、「公平な観察者」(impartial spectator)を挙げ、それが当事者の行為を制御するという視点から、当事者と観察者の「立場の交換」の考え方を示しており、それは他者との共同(共同性)を構築する上で重要な要素と考えられる。そこで、Smith の「良心論」と Owen の「協同社会論」との関係性を考察した。

次に、Hegel が『精神現象学』(Phänomenologie des Geistes)で展開した「承認論」を用いて、Owen の「協同社会論」を検討した。具体的には、「共同の知」という他者に関わられた「知」を論じた Hegel の「良心」(Gewissen)に関する見解と、能動的義務に支えられた協同社会を構想していた Owen の見解との関係性を検証した。Hegel は、個人の自由と他者との共同の両立を可能にする論理を探究しており、他者との共同においていかにして自己の自由を実現できるかを示そうとした。これに対して Owen も、人間相互の相違があくまでも環境によるものであるという認識に立ち、個人としての自由と社会の自由とが絶対的に調和するコミュニティを目指していた。

また、Hegel は、行為の評価をめぐる両極の立場として、個別性を優先させる「行為的良心」と、普遍性に固執する「評価的良心」とを対立させ、両者の一面性を克服することが「相互承認」であると論じている。この行為的良心と評価的良心との「相互承認」は、Smith における当事者と観察者との「立場の交換」に対応するものである。そして、このような「相互承認」と「立場の交換」が行われる場は、人倫的共同体でなければならない。

Owen は、真の自由が実現されるためには、平等が実現されていなければならない、そのためには、障害がある子どもたちには適切な支援を行い、高齢者には有利さと快適さを与えるような協同社会を構築しなければならないと考えていた。それは相互扶助によって支えられた伝統的な共同体ではなく、構成員がそれぞれ倫理的な役割を果たす場、すなわち人倫的共同体としての協同社会であった。このような視点から Owen の「協同社会論」を改めて考察し、そこに「相互承認」の場に関する思想が内包されていたことを立証した。